

ても、通常一般の社交の程度を超えた贈与等を受けてはならない、等について規定しています。

▼違反した場合の処分

この規程に違反する行為を行った場合には、その違反の程度に応じて、

懲戒処分、又は訓告等の処分が行われます。

処分については、その違反の程度、事由により免職・停職・減給・戒告・指導上の措置（訓告及び厳重注意）の段階に分けられます。

保健推進委員制度が廃止になりました

- ① 昨年度、保健推進委度ですが、平成22年度をもつて発展的解消を図ることとなりました。

★廃止に至った経過

平成6年にスタートした保健推進（委）員制度ですが、平成22年度をもつて発展的解消を図ることとなりました。この規程に違反する行為を行った場合には、その違反の程度に応じて、

員協議会からも3人の委員に入っています。その策定過程で保健推進委員活動について、活動の意義や存続の必要性が協議され、「発展的解消を図ってはどうか？」との提案がされました。

② ①の提案を受けて内

部でも協議を重ね、委員の選出に各町内会で大変ご苦労されていました。

無いとなりました。

③ ①・②を受け、保健推進委員協議会内でも協議を行った結果、全会一致で22年度をもつて制度

★今後に向けて

★廃止の理由

を廃止することに決定しました。

① 町内会で交流するところが、少なくなっている。

② 生活スタイルの多様化が進み、健康づくり事業への声かけ自体が難しい状況になっている。

③ 人口の少ない地区では選出が難しく、他の団体等の役員とも重なって、会議への出席や活動の参加が難しい。

★最後に…

これまで、保健推進（委）員の推薦のためにご尽力いただいた町内会長さんをはじめ、役員の皆さんに心から感謝申し上げます。



これまで町職員の公務員として必要な倫理意識や行動基準というものについては、自ら自覚すべきものとしてあります。たが、今回、これを明確に規程として整備することで、職員の倫理意識をさらに向上させようとい

うものです。
町職員一同、今一度公務の原点に立ち返り、利害関係者との接觸のあり方、公明で公正な公務の執行當について点検、再認識して参ります。

